

## 第 2 6 号議案

### 足立区理容師法施行条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

### 足立区理容師法施行条例

( 趣 旨 )

第 1 条 この条例は、理容師法（昭和 2 2 年法律第 2 3 4 号。以下「法」という。）の施行に関し、理容師法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 3 2 号。以下「政令」という。）及び理容師法施行規則（平成 1 0 年厚生省令第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

( 理容の業を行う場合に講ずべき措置 )

第 2 条 法第 9 条第 3 号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な作業衣を着用すること。
- ( 2 ) 顔面作業の際は、マスクを使用すること。
- ( 3 ) 身体は、常に清潔に保つこと。
- ( 4 ) 首巻き及びまくら当てに紙製品を用いる場合は、客 1 人ごとに廃棄すること。
- ( 5 ) 客用の被布は、白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な布片を使用すること。
- ( 6 ) 消毒済の器具は消毒済物品容器に、未消毒の器具は未消毒物品容器に収めておくこと。
- ( 7 ) てい毛用のカップその他客の皮膚に接しない器具で客 1 人ごとに汚染するものは、常に清潔に保つこと。
- ( 8 ) 洗髪器は、常に清潔に保つこと。
- ( 9 ) 消毒薬は、随時取り換え、常に清潔に保つこと。

( 理容所について講ずべき措置 )

第 3 条 法第 12 条第 4 号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 理容の業務を行う 1 作業室の床面積は、13 平方メートル以上であること。
- ( 2 ) 1 作業室に置くことができる理容椅子の数は、1 作業室の床面積が 13 平方メートルの場合は 3 台までとし、3 台を超えて置く場合の床面積は、13 平方メートルに理容椅子 1 台を増すごとに 4.9 平方メートルを加えた面積以上とすること。
- ( 3 ) 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- ( 4 ) 消毒済の器具及び未消毒の器具の保管場所を備えること。
- ( 5 ) 理容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。

( 理容所以外の場所で業を行うことができる場合 )

第 4 条 政令第 4 条第 3 号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合
- ( 2 ) 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合

( 社会福祉施設等に理容所を開設する場合の特例 )

第 5 条 規則で定める社会福祉施設等において身体の障がい、疾病その他の理由により、第 3 条に規定する措置に適合する理容所に来ることが困難な者（以下「利用困難者」という。）に対して専ら理容の業務を行う理容所を開設する場合の衛生上必要な措置は、同条第 1 号及び第 2 号に規定する措置に代えて、理容の業務を行う作業室が、利用困難者の状態等を勘案し、当該業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。

( 委任 )

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

( 提案理由 )

理容師法の改正に伴い、衛生上必要な措置等を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。